

給付要件 (①・②のいずれも満たす必要があります)

① 売上要件

2021年11月以降のいずれかの月(対象月)の売上が、
2018年11月から2020年3月までの同月(基準月)の売上高と比較して
20%以上減少していること。

対象月	2021年		2022年(R4)												2023年(R5)			
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	売上高を同月で比較し、20%以上減少																	
基準月	2018年		2019年(R1)												2020年(R2)			
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	売上高を同月で比較し、20%以上減少																	

② エネルギーコスト要件 (対象となるエネルギー：電気・ガス・燃油)

2022年12月以降のいずれかの月に事業のために支払ったエネルギーの単価が、
2021年12月から2022年11月までのいずれかの月の単価よりも増加していること。

※新規設立・開業など、特例の適用によって対象となる場合があります。詳細は、申請の手引き別冊（特例事項）をご確認ください。

給付対象者・給付額

対象者

中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者
一次産業も含め、すべての業種が対象です。

(※ただし、P3記載の給付要件に該当し、不給付要件に該当しないこと)

給付額

中小・小規模事業者等：**10万円** ※事業者単位で給付します。
 個人事業者：**5万円**

申請受付期間

2023年(令和5年) **1月19日(木)** ~ 2023年(令和5年) **4月30日(日)**

提出書類

本支援金は、2022年7月～12月まで申請を受け付けていた
道内事業者等事業継続緊急支援金(原材料価格高騰分)を
受給した方と**受給していない方**で提出書類が異なります。

2022年7月～12月まで申請を受け付けていた 事業継続緊急支援金(原材料価格高騰分)を		➡	受給した方	受給していない方	
				法人	個人
事業継続緊急支援金(エネルギー価格高騰分)申請書 (両面)			●	●	●
宣誓・同意書			●	●	●
売上要件	基準月を含む事業年の確定申告書の写し			●	●
	基準月を含む法人事業概況説明書の写し (両面)			●	
	基準月を含む所得税青色申告決算書の写し (※青色(一般)で確定申告した場合のみ提出が必要です)				● ※
	売上台帳の写し ・対象月 (2021年11月以降いずれかの月(基準月と同月))			●	●
エネルギー要件	申請するエネルギー料金の請求書・領収書等の写し ・対象月 (2022年12月以降いずれかの月(1ヶ月分))		●	●	●
確認書類	履歴事項全部証明書の原本			●	
	本人確認書類の写し	〔変更ある場合は、提出が必要です。〕			●
	通帳の写し		●	●	
手引きの該当ページ			P5~10	P12~21	P22~31

申請方法・問い合わせ先

電子申請 または **郵送申請** で受け付けています。

電子申請の場合・・・専用ホームページから申請してください。
<https://kinkyushien-energy-hokkaido.jp/>

郵送申請の場合・・・以下の住所に簡易書留やレターパック等でお送りください。
※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

専用サイト



〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第28号 ※住所の記載不要
北海道事業継続緊急支援金事務局 ※2023年4月30日(日)消印有効

本支援金に係る問い合わせ先

011-350-6711 (事業継続緊急支援金事務局 専用ダイヤル)

対応時間：午前8時45分から午後5時30分まで ※受付は平日のみ

給付要件

【給付要件】

- ・新型コロナウイルス感染症の流行により減収となっていることに加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者であること
- ・令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018年)11月から令和2年(2020年)3月までの同月の売上高と比較して20%以上減少していること
- ・令和4年(2022年)12月以降のいずれかの月に事業のために支払ったエネルギーの単価が、令和3年(2021年)12月から令和4年(2022年)11月までのいずれかの月に支払った単価よりも増加していること

※なお、支援金は店舗や事業所単位ではなく事業者単位で給付します。

※申請特例（例：新規設立・開業や事業承継等）に該当する場合は、申請の手引き別冊（特例事項）をご参照ください。

【給付対象者】

中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者

- ※中小・小規模事業者等の場合、資本金の額または出資の総額が10億円未満であること（資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること）
- ※中小・小規模事業者等の場合、令和4年(2022年)12月1日以降、継続して道内に本店を有する設立登記法人であること
- ※個人事業者の場合、令和4年(2022年)12月1日以降、継続して道内に住所を有していること

【不給付要件】

- ①国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③政治団体
- ④宗教上の組織または団体
- ⑤事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- ⑥暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ⑦役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者
- ⑧事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者
- ⑨役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑩1～9に掲げる者のほか、事業継続緊急支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者